リアルタイム法学・憲法 2020 年度の修正

修正①　37 頁下から 2 行目　業務上過失致死罪→過失運転致死罪

②　40 頁 3 行目　失踪宣告の効果→失踪宣告の効力

③　46 頁 12 行目　5 月までに→ 5 月 21 日に

④　52 頁 12 行目　これから始まる裁判員制度→裁判員制度

⑤　56 頁 12 行目　p.146 → p.150

⑥　奥付最後　『人権保障と国家機能の再考』2019 年→ 2020 年 2 月 26 日

追加

①　69 頁　注（14）

第 817 条の 5　　第 817 条の 2 に規定する請求の時に 15 歳に達している者は、養子となることができない。特別養子縁組が成立するまでに 18 歳に達した者についても、同様とする。

2　前項前段の規定は，養子となる者が 15 歳に達する前から引き続き養親となる者に監護されている場合において、15 歳に達するまでに第 817 条の 2 に規定する請求がされなかったことについてやむを得ない事由があるときは、適用しない。

3　養子となる者が 15 歳に達している場合においては、特別養子縁組の成立には、その者の同意がなければならない。　　（＊ 2019 年改正）

②　87 頁　皇室の構成図　裏面

③　212 頁　戦後恩赦一覧

	恩赦事由
昭和 20 年 10 月 17 日	第二次大戦終局
昭和 21 年 11 月 3 日	日本国憲法公布
昭和 22 年 11 月 3 日	前 2 回の修正
昭和 27 年 4 月 28 日	平和条約発効
昭和 27 年 11 月 10 日	立太子礼（現上皇）
昭和 31 年 12 月 19 日	国際連合加盟
昭和 34 年 4 月 10 日	皇太子（現上皇）結婚
昭和 43 年 11 月 1 日	明治百年記念
昭和 47 年 5 月 15 日	沖縄復帰
平成元年 2 月 24 日	昭和天皇大喪
平成 2 年 11 月 12 日	天皇（現上皇）即位
平成 5 年 6 月 9 日	皇太子（今上天皇）結婚
令和元年 10 月 22 日	天皇陛下即位の礼
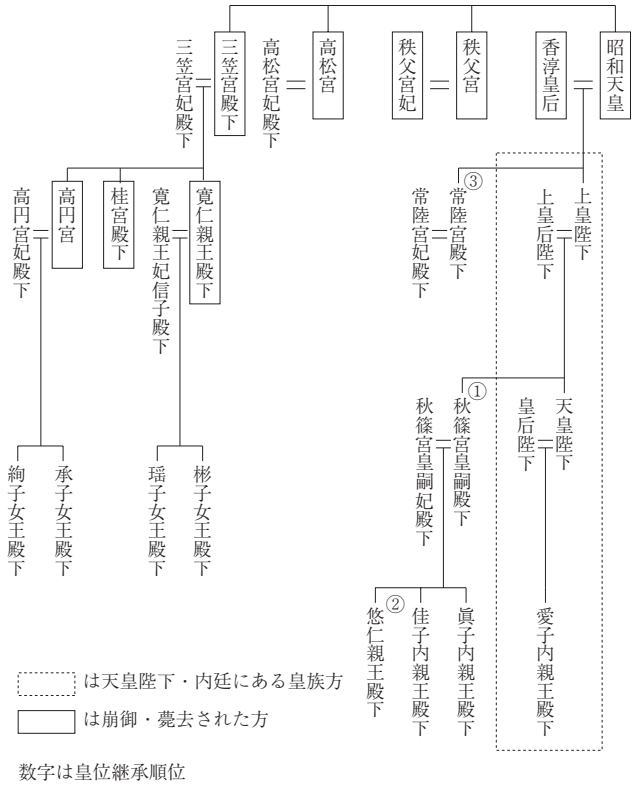
3　皇室の構成図